

全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は全国高等学校定時制通信制軟式野球連盟と称する。

第2条 本連盟は事務局を会長または事務局長の勤務する高等学校内におく。

第2章 目的

第3条 本連盟は高等学校定時制通信制軟式野球の健全な発達を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 高等学校定時制通信制軟式野球に関する会議の開催。
2. 全国高等学校定時制通信制軟式野球大会の開催。
3. 野球に関する諸団体との連絡、協議。
4. その他本連盟の目的達成に必要な事項。

第4章 組織

第5条 本連盟は都道府県高等学校定時制通信制軟式野球部をもって組織する。

第6条 本連盟は第4条-2の執行機関として大会事務局を設置する。

第5章 役員

第7条 本連盟に次の役員をおく。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 理事長 1名
4. 副理事長 若干名
5. 本部理事 若干名
6. 事務局長 1名
7. 副事務局長 若干名
8. 監事 2名

第8条 本連盟は都道府県ごとに若干名の理事をおき各都道府県理事とする。

2. 都道府県理事は全国理事会を構成し、本連盟の会務を議決し、執行する。

第9条 本連盟は都道府県理事より選出された常任理事をおく。

2. 常任理事は常任理事会を構成し、本連盟の会務を審議決定する。

第10条 会長、副会長は全国理事会において推薦する。

2. 会長は本連盟を代表し、会務を総括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。

第11条 理事長、副理事長は全国理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。

2. 理事長、副理事長は会務の処理にあたる。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは職務を代行する。

第12条 監事は全国理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。

2. 監事は会計を監査する。

第13条 本部理事は全国理事会において推薦し、会長はこれを委嘱する。

2. 本部理事は会務の処理にあたる。

第14条 事務局長、副事務局長は全国理事会で選出し、会長はこれを委嘱する。

2. 事務局長は本連盟の一般業務を執行する。
3. 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは職務を代行する。

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 補欠によって就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第6章 会 議

第16条 全国理事会は会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、監事、本部理事、事務局長、副事務局長及び都道府県理事をもってこれにあてる。

2. 全国理事会に附議される事項は次のとおりである。

- (1)事業計画
- (2)予算及び決算
- (3)役員を選出
- (4)規約の改正
- (5)その他重要事項

3. 全国理事会は総員の1/2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。議長は会長とする。

第17条 全国理事会の招集を待てない緊急な事項が生じたときは、常任理事会が代行し、次の全国理事会に報告する。

第18条 常任理事会は会長が招集し、会長、副会長、理事長、副理事長、監事、本部理事、事務局長、副事務局長及び常任理事をもってこれにあてる。

2. 常任理事会は総員の1/2以上（委任状を含む）の出席をもって成立する。議長は会長とする。

第7章 会 計

第19条 本連盟の経費は加盟費、寄附金その他の収入をもってこれにあてる。

第20条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

第8章 附 則

1. 全国理事会、常任理事会での議案の成立は、出席者（委任状を含む）の1/2以上の同意を要する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。

2. 本規約は全国理事会において、出席者（委任状を含む）の2/3以上の同意を得て変更することができる。

3. 本規約は昭和32年11月24日よりこれを施行する。

(2)本規約は平成9年1月26日に一部改正する。

(3)本規約は平成19年1月28日に改正する。

細 則

1. 常任理事は次のブロックから各1名選出する。

北海道・北東北・南東北、茨城・北関東、埼玉、千葉、東京、神奈川、山静・信越・北陸・東海、近畿・京都・大阪・兵庫、東中国・西中国・四国、福岡・東九州・西九州・沖縄